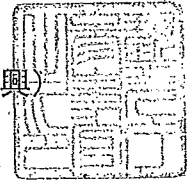


観 参 第 1 1 9 号  
平成 3 1 年 4 月 2 6 日

(一社) 日本旅行業協会会長 殿

観光庁参事官 (旅行振興)



### 障害者差別解消法に基づく適切な対応の推進について

平成 2 8 年 4 月に障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 (平成 2 5 年法律第 6 5 号。以下「法」という。) が施行されてから、3 年が経過いたしました。

その間、国土交通省においても、法第 1 1 条に基づく国土交通省所管事業向けの対応指針を策定し、障害者差別の解消に向けた適切な対応が行われるよう求めてきたところです。

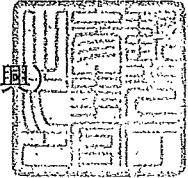
これを踏まえ、貴協会におかれても、「障害のある方の旅行参加を推進するための手引き～障害者差別解消法への対応～」を作成いただき、傘下会員への周知徹底を図ってきていただいているところであります。

今後、2 0 2 0 年の東京オリンピック・パラリンピックの開催等を契機として、障害のある方の旅行機会の更なる増大が見込まれることから、傘下会員に対し上記手引きの再度の周知徹底を図るとともに、障害者差別の解消に向けて適切に対応されるようご指導方お願いいたします。

観 参 第 1 1 9 号  
平成 3 1 年 4 月 2 6 日

(一社) 全国旅行業協会会長 殿

観光庁参事官 (旅行振興)



### 障害者差別解消法に基づく適切な対応の推進について

平成 2 8 年 4 月に障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 (平成 2 5 年法律第 6 5 号。以下「法」という。) が施行されてから、3 年が経過いたしました。

その間、国土交通省においても、法第 1 1 条に基づく国土交通省所管事業向けの対応指針を策定し、障害者差別の解消に向けた適切な対応が行われるよう求めてきたところです。

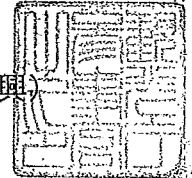
これを踏まえ、貴協会におかれても、「障害のある方の旅行参加を推進するための手引き～障害者差別解消法への対応～」を作成いただき、傘下会員への周知徹底を図ってきていただいているところであります。

今後、2 0 2 0 年の東京オリンピック・パラリンピックの開催等を契機として、障害のある方の旅行機会の更なる増大が見込まれることから、傘下会員に対し上記手引きの再度の周知徹底を図るとともに、障害者差別の解消に向けて適切に対応されるようご指導方お願いいたします。

観 参 第 1 1 9 号  
平成 3 1 年 4 月 2 6 日

(一社) 日本海外ツアーオペレーター協会会長 殿

観光庁参事官 (旅行振興)



### 障害者差別解消法に基づく適切な対応の推進について

平成28年4月に障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号。以下「法」という。)が施行されてから、3年が経過いたしました。

その間、国土交通省においても、法第11条に基づく国土交通省所管事業向けの対応指針を策定し、障害者差別の解消に向けた適切な対応が行われるよう求めてきたところです。

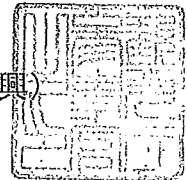
これを踏まえ、貴協会におかれても、「障害のある方の旅行参加を推進するための手引き～障害者差別解消法への対応～」を作成いただき、傘下会員への周知徹底を図ってきていただいているところであります。

今後、2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催等を契機として、障害のある方の旅行機会の更なる増大が見込まれることから、傘下会員に対し上記手引きの再度の周知徹底を図るとともに、障害者差別の解消に向けて適切に対応されるようご指導方お願いいたします。

観 参 第 1 1 9 号  
平成 3 1 年 4 月 2 6 日

(一社) 日本添乗サービス協会会長 殿

観光庁参事官 (旅行振興)



### 障害者差別解消法に基づく適切な対応の推進について

平成 2 8 年 4 月に障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 (平成 2 5 年法律第 6 5 号。以下「法」という。) が施行されてから、3 年が経過いたしました。

その間、国土交通省においても、法第 1 1 条に基づく国土交通省所管事業向けの対応指針を策定し、障害者差別の解消に向けた適切な対応が行われるよう求めてきたところです。

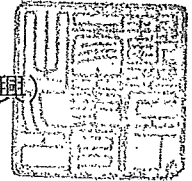
これを踏まえ、貴協会におかれても、「障害のある方の旅行参加を推進するための手引き～障害者差別解消法への対応～」を作成いただき、傘下会員への周知徹底を図っていただいているところであります。

今後、2 0 2 0 年の東京オリンピック・パラリンピックの開催等を契機として、障害のある方の旅行機会の更なる増大が見込まれることから、傘下会員に対し上記手引きの再度の周知徹底を図るとともに、障害者差別の解消に向けて適切に対応されるようご指導方お願いいたします。

観 参 第 1 1 9 号  
平成 3 1 年 4 月 2 6 日

各都道府県旅行業担当課長 殿

観光庁参事官（旅行振興）



### 障害者差別解消法に基づく適切な対応の推進について

平成 2 8 年 4 月に障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 2 5 年法律第 6 5 号。以下「法」という。）が施行されてから、3 年が経過いたしました。

その間、国土交通省においても、法第 1 1 条に基づく国土交通省所管事業向けの対応指針を策定し、障害者差別の解消に向けた適切な対応が行われるよう求めてきたところです。

今後、2 0 2 0 年の東京オリンピック・パラリンピックの開催等を契機として、障害のある方の旅行機会の更なる増大が見込まれることから、各都道府県におかれましては、登録旅行者に対して、法に関する理解を一層深め、障害者差別の解消に向けて適切に対応されるようご周知をお願いいたします。